

○奨学金の返還の強制に関する施行細則

平成14年12月 9 日

達第1062号

(趣旨)

第1条 日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号。以下「奨学規程」という。)第25条,第26条及び日本育英会第二種奨学金業務実施規程(平成11年6月7日達第982号。以下「業務実施規程」という。)第28条,第29条に基き実施する奨学金の返還の強制に関する事務のうち,奨学規程第20条第3項及び業務実施規程第20条第3項の返還未済額の全部を返還させる場合の措置並びに奨学規程第20条第11項及び業務実施規程第21条第4項の異なる返還方法の指示に関しては,この施行細則の定めるところによる。

(返還未済額の全部を返還させる場合の措置)

第2条 奨学規程第20条第3項及び業務実施規程第20条第3項の規定に基づいて,返還未済額の全部を返還させる場合は,次の各号に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 割賦金の返還を延滞している奨学生であつた者等に返還の督促を行うときは,返還未済額の全部について一括して返還させる場合があることを通知するものとする。
- (2) 割賦金の返還を延滞している奨学生であつた者等に支払督促申立を行うときは,本会の指定する日までに返還未済額の全部を一括して返還するよう明記した支払督促申立の予告書(以下「予告書」という。)を予め配達証明付書留郵便により送付するものとする。
- (3) 予告書が送付された場合において,予告書に明記された本会の指定する日までに返還期日到来分の返還又は次条の規定に基づく分割返還等の申し出若しくは履行があつたときは,申し出又は履行の日における返還期日未到来分についての本会の指定する日は,予告書に記載された日にかかわらず従来の返還期日とする。

(法的手続を行つた場合の分割額の算定等)

第3条 本会が法的手続(前条第2号に基づく予告書の送付及び奨学規程第25条に基づく法令の手続をいう。)を行つた場合において,奨学生であつた者等から請求額の全額を一括して返還することが困難なため分割返還の申し出があつた場合には,奨学規程第20条第11項及び業務実施規程第21条第4項の規定に基づき次に掲げる方法で算定した額を毎月返還する額(以下「分割額」という。)とする返還方法を指示するものとする。

- (1) 奨学生であつた者等が給与又はこれに類する定期的な収入を得る者(以下「給与所得者」という。)の場合は,毎月の給与(基本給と諸手当とする。ただし,通勤手当を除く。)から所得税,住民税及び社会保険料を差し引いた残額(以下「給与残額」という。)の4分の1以上の額(1,000円未満の端数が生じたときは,これを切り上げるものとする。以下同じ。)

(2) 奨学生であつた者等が給与所得者以外の場合は、奨学生であつた者等の所得（年間の収入額から必要経費を控除した残額をいう。）から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額を月額に換算して得た額（以下「所得残額」という。）の4分の1以上の額

2 奨学生であつた者等が、次の各号の一に該当する場合は、前項の規定による分割額を、それぞれ各号に規定する額に減額することができる。

(1) 次に掲げる条件の一に該当する場合は、給与残額又は所得残額の8分の1以上の額

ア 給与残額又は所得残額が25万円以下のとき。

イ 多重債務者である場合において、強制執行を行つても債権額に応じた按分配当額が給与残額又は所得残額の4分の1に満たないと判断される時。

(2) 賞与支給時等に一時的に分割額を加えて返還することにより、前項の分割額で返還した場合と同一の期間内に分割返還が終了する場合は、その額

(3) 無職で次条に掲げる給与明細書の写し、確定申告書の写しの提出ができない場合は、市・県民税非課税証明書を提出させ奨学規程第20条第1項、第2項及び業務実施規程第20条第1項、第2項に基づき、返還誓約書（借用証書）による1年間に返還する割賦金総額の12分の1以上の額

(4) 多重債務者である場合において、経済的再生を促すために弁護士により債務整理が行われ、債権額に応じた分割額が提示されたときは、その額

(5) 民事再生法等の一部を改正する法律（平成12年法律第128号）に基づいて裁判所が再生計画の認可をした場合は、その額

(6) 次に掲げる和解又は調停の場合において、前項の規定に基づいて算定した額を基準にして分割額の協議を行い、その結果、裁判所における和解案又は調停案によつて提示された額を本会が認めたときは、その額

ア 民事訴訟法（平成8年法律第109号）に定める支払督促申立手続きに対する異議申立の折衝手続きにおける和解勧告

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づいた調停を含む民事調停

（給与明細等の提出）

第4条 本会が、前条の規定に基づいて分割額を算定するときは、奨学生であつた者等に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 給与所得者の場合は、最新3か月分の給与明細書の写し

(2) 給与所得者以外の場合は、最新の確定申告書の写し

附 則

（施行期日）

この施行細則は、平成14年12月9日から施行する。